



速報

大統領令により一部就労ビザの発行中止および現行の移民ビザ発行中止期間が延長

2020年6月23日

ハイライト

一部の就労ビザ保有者の入国が一時的に停止され、現行の入国停止は2020年12月31日まで期間が延長されるという新たな大統領令が発令された。

本大統領令は新型コロナウイルスの影響からアメリカ人労働者を保護する目的で発令された。

本大統領令には例外、及び今後の移民法関連規制に関するヒントが含まれている。

これまで噂されていた一部のビザ(H-1B、H-2B、L-1、一部のJ-1およびその家族)へのビザ発行を一時的に停止する大統領令が2020年6月22日に正式に発令されました。本大統領令によるビザ発行の停止は2020年6月24日(水)から実施され、以下に該当する外国人に適用されます。

- 大統領令発令時に米国の国外にいる。
- 大統領令発令時に有効な非移民ビザを持っていない。
- ビザ以外には、大統領令発令時に有効な又はそれ以降に発行された米国への渡航、入国を正式に許可される書類(transportation letter、

弁護士



テージャス シャー
パートナー
シカゴ

P 312-214-5619
F 312-759-5646
tejas.shah@btlaw.com



サラ J. ホーク
パートナー
アトランタ

P 404-264-4030
F 404-264-4033
Sarah.Hawk@btlaw.com



マイケル E. ダーラム
パートナー
サウスベンド, シカゴ

P 574-237-1145
F 574-237-1125
mdurham@btlaw.com



メルセデス バディア - タバス
パートナー
シカゴ

P 312-214-8313
F 312-759-5646
mbadiatavas@btlaw.com

appropriate boarding foil、advance parole document等)を持っていない。

本大統領令は上記に該当する外国人の米国入国は米国人労働者に弊害をもたらし得るものとして、特定の例外を除き、2020年12月31日までビザ発行を中止するとしています。

詳しくは[英語版](#)をご覧ください。

日本語での解説が必要な場合は日本企業グループの弁護士にお問い合わせください。

今後のお知らせを始め日本語の即時情報をご希望の方は下記からご登録をお願いします。

<https://insights.btlaw.com/6/205/forms/subscribe---japanese.asp>

©2020 Barnes & Thornburg LLP. All Rights Reserved. 書面による許可なく複製することを禁止します。

本ニュースレターは、法律の最新情報、動向をご案内するものであり、いかなる場合も法務サービス、法務アドバイスの意味を持つものではありません。本ニュースレターは、一般的な案内目的でのみ配布されるものですので、個々の問題については弁護士までご相談下さい。



マイケル パーマー
パートナー

グランドラピッズ, サウスベンド, シカゴ

P 574-237-1135
F 616-742-3999
michael.palmer@btlaw.com



山本真理
パートナー
シカゴ

P 312-214-8335
F 312-759-5646
mari.regnier@btlaw.com



前田千尋
オブ・カウンセル
シカゴ

P 312-214-2107
F 312-759-5646
chihiro.maeda@btlaw.com

関連分野

移民法 & 国際人事